

令和5年度 祇園中学校いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】

- 確かな判断力で当たり前のことができる生徒
- 向学の意気高く創造力豊かな生徒
- 尚い志をもち和してやり遂げる生徒
- 心身たくましく努力を重ねる生徒

【保護者との連携】

懇談等様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡するなどして、日頃から保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任等（必要に応じて）スクールカウンセラー、心の教室相談員等

【関係機関】

- 市子ども子育て応援センター
- 県子ども女性障害者支援センター
- 警察
- 市青少年教育センター
- 民生児童委員・主任児童委員
- スクールサポーター

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 人権教育・道徳教育の推進（情報モラル講演会の実施）
- (6) 校内研修の充実（生徒理解など）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、情報共有システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア 教職員による観察や情報交換

生徒の変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、情報共有システムを効果的に活用する。

イ 定期的なアンケートや個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケートや個別面談、生活ノートの活用等により、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。
また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家との連携・協働を図る。

エ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。悩み相談箱の設置。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア いかなる場合も真摯に受け止め、関係する生徒や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報共有や認識の一致を図り、協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認 PTA総会での説明	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施（定期、状況では随時） ・職員情報交換（週1回定期） 職員朝会 生徒指導部会 ・生徒による人権集会の企画・運営 ・情報モラル教育の推進 ・教育相談週間の設定 ・授業における支えあい学びあう関係づくり（ペア学習・グループ学習など）
5月	学校いじめ対策委員会（1）情報モラル教育の実践①	
6月	いのちを見つめる強調月間	
7月	三者面談	
8月	平和集会 校内研修会	
9月	学校いじめ対策委員会（2）	
10月	中間期いじめ対策校内研修会の実施 教育相談	
11月	三者面談	
12月	人権集会	
1月	中学校説明会（情報モラル教育の実践②）	
2月	学校いじめ対策委員会（3）	
3月	取組評価アンケート	

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちを見つめる強調月間」等による道德教育の充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



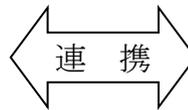
③情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）



関係機関



⑤A 生徒への指導・支援

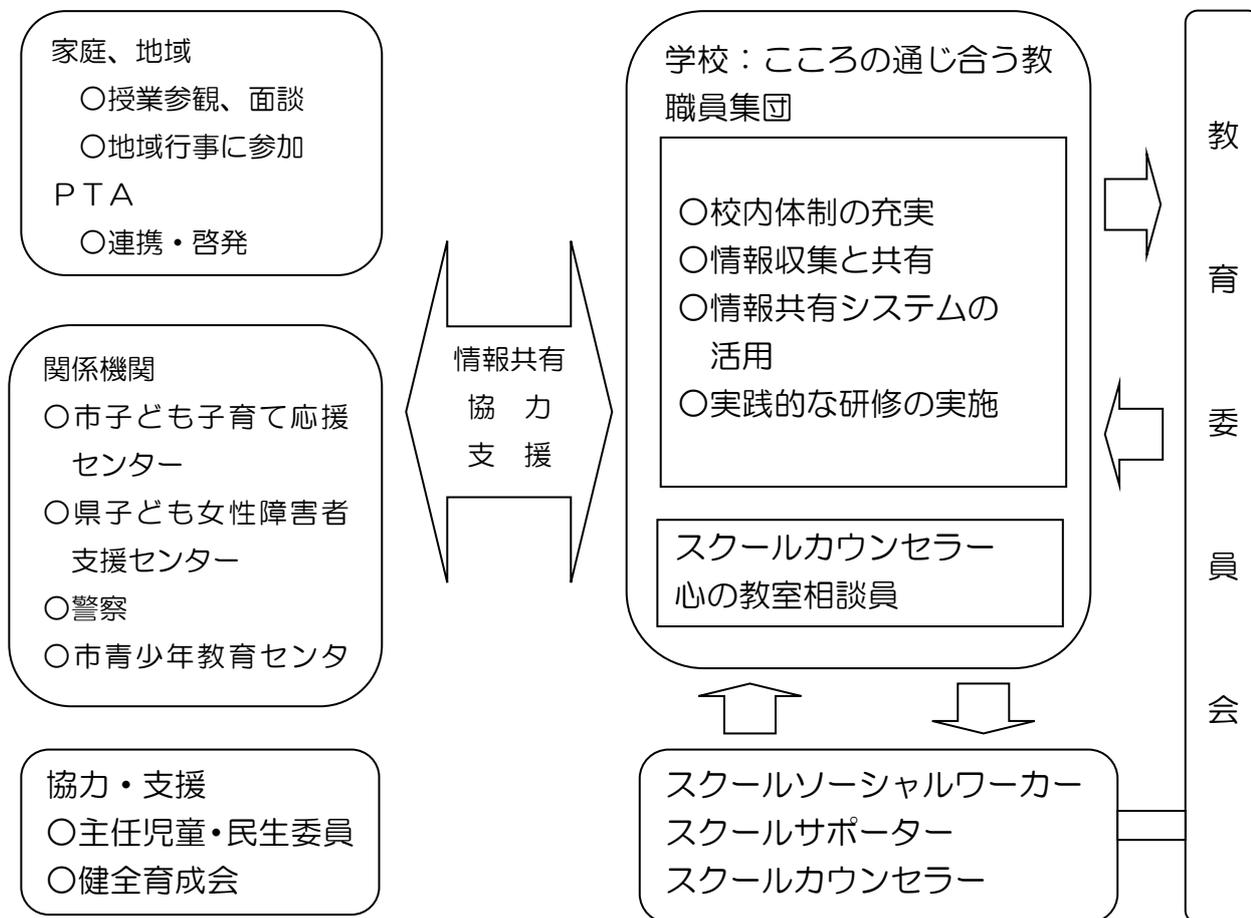
- いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織としてより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

〇いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり